

社会福祉法人草加市社会福祉協議会
嘱 託 員 募 集 案 内 書

社会福祉法人草加市社会福祉協議会

社会福祉法人草加市社会福祉協議会嘱託員募集要項

1 職種及び資格

I. 募集職種	II. 学歴・資格等	III. 年齢要件
嘱託放課後児童支援員	① 学校教育法による高等学校以上を卒業した者 ② 放課後児童クラブの事業内容について理解し、放課後児童支援員認定資格取得を目指す者（経験不問）	応募時点で年齢64歳以下の者

※「II. 学歴・資格等」の①及び②、並びに「III. 年齢要件」を全て満たす方が応募対象となります。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方は応募できません。
- (2) 過去に本会の職員等の募集に応募し不採用になった方は、職種問わず再応募不可。

2 採用人数

- ①随時採用：若干名
- ②令和7年4月1日付採用：若干名

3 試験

試験	試験内容	会場	試験日時
1次試験	書類審査		応募時に提出
2次試験 (1次試験合格者)	面接	社会福祉協議会会議室 または市内公共施設	日程については、それぞれの試験を通過した方に改めてご案内します。
3次試験 (2次試験合格者)	実地試験・感想文の提出	市内児童クラブ	

※但し、社会情勢の変化等により、変更となる場合がございますので、予めご承知おきください。

4 合格発表 可否を問わず、応募者全員に文書で通知します。

5 健康診断

健康診断については、合格者のみ行い、費用は、自己負担とします。ただし、3か月以内に健康診断を済ませている場合は、その写しをもって代えることができます。

6 受付期間、受付場所等

- (1) 受付期間 随時（定員に達し次第 締切）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
※ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。
- (3) 受付場所 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 氷川町事務所
所在地：埼玉県草加市氷川町2151-11 赤羽ビル1階
電話番号：048-924-8722
- (4) 応募方法 上記住所へ直接持参ください。（代理人持参不可、郵送受付不可）
※申込書を提出される際は、必ず事前にご連絡ください。

7 受付時に必要な書類

1	採用試験申込書	1通
2	資格証明書等の写し (放課後児童支援員認定資格・保育士・教諭資格等をお持ちの方)	各1通

※令和7年3月卒業見込みの方は、在籍学校の学生証の写しを提出

8 その他

- (1) 応募書類の返却はいたしません。また、申込結果に対する問い合わせには応じかねますのでご承知おきください。
- (2) 採用日は、採用内定日の翌月1日付（予定）、または令和6年4月1日付（予定）です。

[問い合わせ先]

社会福祉法人草加市社会福祉協議会 児童健全育成課 （氷川町事務所）
電 話 048-924-8722

採用試験から採用までの結果と採用後の待遇について

1 試験から採用までの経過について

試験に合格すると、健康診断を受けていただき、採用が決定（内定）します。

2 勤務先名称・勤務場所

社会福祉法人草加市社会福祉協議会 市内各児童クラブ

3 勤務時間

毎週月曜日から土曜日までのうち、1週間につき38時間45分以内とし、1日につき7時間45分以内の勤務時間となっています。

原則として休日は、日曜日、祝日及び年末年始ですが、業務の都合上、変則勤務となる場合があります。その際には、調整して週休2日制の体制を採っています。

なお、始業・終業時間につきましては、次のとおりです。

① 通常保育日

		始業時刻	終業時刻	休憩時間
平日	早番	午前9時30分	午後6時	正午から45分
	遅番	午前10時30分	午後7時	
土曜日	早番	午前8時	午後4時30分	
	遅番	午前9時30分	午後6時	

② 特別保育日及び臨時保育日（春・夏・冬休み、臨時休校日など）

		始業時刻	終業時刻	休憩時間
平日	早番	午前8時	午後4時30分	正午から45分 (シフトにより変更有)
平日	遅番(1)	午前9時30分	午後6時	
平日	遅番(2)	午前10時30分	午後7時	
土曜日	早番	午前8時	午後4時30分	
土曜日	遅番	午前9時30分	午後6時	

4 給与等について

本会放課後児童健全育成事業嘱託員給与規程の規定により、支給されます。

(1) 給与（令和5年度現在）

給与名称	月額（円）
基本給	180,000
調整手当	10,000

※ 勤務実績1年以上で昇給あり

※ 賃金締切日：月末締め、毎月21日支給（翌月支給）

(2) 各種手当

通勤手当（※1）、住居手当（賃貸の場合のみ）、扶養手当、資格手当（※2）、時間外勤務手当などが支給されます。

※1：通勤手当

通勤手当	交通手段	支給内容
	電車などの交通機関	実費
	自転車など	距離に応じた金額

※2：資格手当

資格手当	資格名称	支給内容
	放課後児童支援員認定資格	2,000円（月額）

(3) 期末手当

民間企業のボーナスに相当する手当として、期末手当が年2回（6月・12月）支給されます。

	期末手当 支給月数
年間計	1.95月分※

※令和5年度の支給実績

5 契約期間について

採用日～当初3か月契約とし、この間の勤務状況が良好な場合、採用年の年度末（3月31日）までの契約期間延長とします。※翌年度以降は年度毎の契約となります。

例：採用日が令和6年4月1日の場合

当初契約期間：令和6年4月1日から令和6年6月30日まで

契約期間延長：令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

6 加入保険等

労働保険（雇用保険、労災保険）及び社会保険（健康保険、厚生年金保険）

7 休暇制度

・年次有給休暇：労働基準法の定めるところにより付与され、最高20日まで翌年度に繰り越すことができます。

・特別休暇（結婚、忌引、夏季休暇）・生理休暇

8 福利厚生

社会福祉法人福利厚生センターに加入し、全国の指定保養所が安価に利用できるほか、各種割引制度が利用できます。